

土壌・地下水汚染に係る自主調査結果の報告 がありました。

本日、伊藤忠エネクス株式会社等から、県民の生活環境の保全等に関する条例第40条の規定に基づき、土壌・地下水汚染に関して届出がありました。概要は下記のとおりです。

記

1 土壌・地下水汚染が判明した土地の所在地及び事業所名称

岡崎市美合町北屋敷52番地

伊藤忠エネクス株式会社 美合給油所

2 土壌・地下水汚染の調査結果

(1) 土壌

鉛及びその化合物に関して、県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年愛知県規則第87号。以下「県条例施行規則」という。）第37条で定める土壌汚染等対策基準（土壌溶出量基準）を超過しました。

特定有害物質名	最大検出濃度	土壌溶出量基準
鉛及びその化合物	0.036mg/ℓ (3.6倍) ※	0.01mg/ℓ以下

※：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率

(2) 地下水

ベンゼンに関して、県条例施行規則第37条で定める土壌汚染等対策基準（地下水基準）を超過しました。

特定有害物質名	最大検出濃度	地下水基準
ベンゼン	0.11mg/ℓ (11倍) ※	0.01mg/ℓ以下

※：（ ）内は地下水基準に対する倍率

3 措置の状況

汚染が判明した場所は舗装がされており、汚染土壌の飛散、雨水による地下水汚染の拡大の心配はありません。

今後、事業者は、改修工事に伴う地下タンク撤去時に、地下水の汲み上げをし、曝気・活性炭吸着処理を実施し地下水の浄化を行い、その後、定期的

にモニタリング（監視）をしていきます。

4 市の対応

事業者に対し、土壌・地下水汚染にかかる措置を適切に実施するよう指導していきます。また、周辺への影響を調べるための調査を実施するとともに、周辺の住民から要望等あった場合は、汚染が判明した物質について、地下水質調査を実施します。

5 事業者連絡先

伊藤忠エネクス株式会社 中部支店 管理課

電話：052-203-2701

<参考>

土壌汚染等対策基準

土壌又は地下水の特定有害物質による汚染状態が、人の健康又は生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがあるかどうかの判断の基準となるものです。

○鉛及びその化合物による健康影響

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。鉛は、人体への蓄積性があることから、消化管からの吸収率が高く、最も感受性が高い乳児の代謝研究結果から、TDI（耐容一日摂取量）は体重1kg 当たり0.0035 mg と算出され、これに基づいて水道水質基準や水質環境基準が設定されています。鉛は、人の臓器や組織に通常でも存在する物質です。

○ベンゼンによる健康影響

ベンゼンは、変異原性の試験で染色体異常が報告されており、総合的に判断して遺伝子に対する障害性があると考えられています。また、疫学研究において、ベンゼンが人に白血病を引き起こすことに関して十分な証拠があると考えられています。人がベンゼンを取り込んだ際の発がん性リスクから、「生涯にわたってその値のベンゼンを取り込んだ場合に、取り込まなかった場合と比べて10万人に1人の割合でがんを発症する人が増える水準」として、水質環境基準等が設定されています。